○経済産業省令第八十九号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十二の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年十二月一日　経済産業大臣　西村　康稔

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二十一条の十二に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等） **第十四条の二十五**　法第二十一条の十二の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。 一～四　［略］ 五　化学物質の合成、分析及び評価に用いる施設並びにその附属設備 六　前各号に掲げる施設及び設備の周辺の土地 七　［略］	（法第二十一条の十二に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等） **第十四条の二十五**　法第二十一条の十二の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。 一～四　［略］ ［新設］ 五　第一号から第四号に掲げる施設及び設備の周辺の土地 六　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第九十号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月一日　経済産業大臣　西村　康稔

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七項第二号ホ(9)中「第十二項第六号」を「第十四項第六号」に改める。

様式第九の表中「翌日））から５年」を「翌日））から５年を経過する日」に、「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日又は当該他の第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日」を「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は他の第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日」に改める。

様式第十二の表該当する事由の欄中「による臨時報告」を削り、備考③中「別表１及び別表２」を「別紙１及び別紙２」に改める。

様式第十九の二中「法律施行規則第の」を「法律施行規則の」に、「係るの」を「係る」に改める。

様式第二十の三中「同条第３項項」を「同条第３項」に、表４中「おけるの」を「おける」に改める。

様式第二十の十の表３平均売上割合の欄及び表５平均雇用割合の欄中「㈡＋」を「((㈡＋」に、備考②中「おけるの」を「おける」に改める。

附　則

１　この省令は、令和四年十二月一日から施行する。

２　この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第八十五号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第二章から第四章まで及び情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和四年政令第二百五十四号）第一条第一項第二号の規定に基づき、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年十二月一日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　国土交通省の所管する法令に係る歳入等の納付を、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき情報通信技術を利用して自ら納付する方法により行わせる場合又は法第四条の規定に基づき情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法により行わせる場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（法第四条の主務省令で定める歳入等の納付）

第三条　法第四条の主務省令で定める歳入等の納付は、別表に掲げる歳入等の納付とする。

（指定納付受託者に対する納付の委託の方法）

第四条　法第五条第一号イの主務省令で定める事項は、歳入等の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報とする。

２　法第五条第一号ロの主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該納付をしようとする者のクレジットカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。以下この号において同じ。）を使用する方法により当該納付をする場合（次号の場合を除く。）　当該クレジットカード等の番号及び有効期限その他の当該クレジットカード等を使用する方法による決済に関し必要な事項

二　当該納付をしようとする者が使用する資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（以下この号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）により当該納付をする場合　当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他の当該第三者型前払式支払手段による決済に関し必要な事項